

## 山形県企業局指定管理者審査委員会（令和4年度第1回）の概要

### 1 日時

令和4年5月27日（金）14時20分～14時40分

### 2 会場

山形県庁11階 1101会議室（※Web開催）

### 3 出席委員

松本秀樹 委員長、手塚孝樹 委員、植村義弘 委員、鈴木久美 委員、  
西堀公司 委員、吉田正幸 委員

### 4 公開・非公開の別

公開と決定

### 5 審査内容及び質疑概要

事務局からの募集要項の説明、委員による質疑の後、審査を行った。

#### <主な質疑・意見等>

Q) 現行と今後の納付金額が示されている。設定の考え方を教えて欲しい。（委員）

A) 現行の納付金額が毎年異なっているが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和2年度及び令和3年度の納付金について減額した結果。令和5年度以降は、現状を踏まえ、コロナ禍前の令和元年度及びコロナ禍から回復途上にある令和3年度の利用料金収入及び費用の実績を平均して算出した。（事務局）

Q) 審査基準で、納付金額について基準額の1割増を満点としたのはなぜか。（委員）

A) 県が指定管理料を支払う場合は、ガイドラインにおいて上限金額の1割減を満点としていることから、その考え方を準用し、納付金をいただく立場としては最低額の1割増を満点としたもの。（事務局）

Q) 駐車場利用者が減少し、指定管理者もかなり経費を圧縮したと思われる。今後、相当コストカットしないと指定を受けられない構造となっていないか。（委員）

A) 指定管理者の収入想定から、本社経費等も含めた費用を差し引き、そのうえで一定割合の利益相当額も見込んだうえで納付金額を算定していることから、指定管理者に無理を強いるような金額ではないと考えている。（事務局）

Q) 納付金額の減額について、どの程度協議に応じる考えか。（委員）

A) 今後起きる事象を踏まえ、事前に想定できなかった、駐車場の営業に大きな影響を与える事態と判断されれば、協議に応じることになる。（事務局）

上記を踏まえ、募集要項については原案のとおり決定された。

以上